

高速増殖原型炉もんじゅにおける
ケーブル敷設調査等の原子力規制委員会への報告について

当機構は、平成28年1月6日付で原子力規制委員会から発出された指示*に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）におけるケーブル敷設調査等を取りまとめ、本日、同委員会に報告しました。

調査の結果、「もんじゅ」では、不適切なケーブル敷設がないことを確認しました。

また、「もんじゅ」における品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）を検証した結果、安全機能を有する設備に影響を与えるような工事が行われるおそれのない手順等になっており、かつ、当該QMSが有効に機能していることを確認しました。

*:「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について（指示）」（平成28年1月6日 原規規発第1601063号）（抜粋）

1. 貴機構が設置する発電用原子炉施設及び再処理施設（ただし、廃止措置計画の認可を受けた施設を除く。以下同じ。）における既存の安全系ケーブル敷設の状況について、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設の有無を調査すること。
2. 1の調査の結果、系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設が確認された場合は、不適切なケーブル敷設による安全上の影響について評価するとともに、不適切にケーブルが敷設された原因の究明及び再発防止対策を策定すること。
3. 柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブル敷設に係る工事が安全機能を有する設備に火災防護上の影響を与えたことと同様に、発電用原子炉施設及び再処理施設内の工事により、安全機能を有する設備（既に受けた許可又は指定に係るものに限る。以下同じ。）に対して、火災防護上の影響等、安全機能に影響を与えるような工事が行われるおそれのある手順等になっていないか、貴機構の品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）を検証すること。また、検証の結果、QMSに問題があると判断した場合には、既存の安全機能を有する設備に対して影響を与えた工事の事例の有無、影響の程度を調査すること。
4. 上記の結果を平成28年3月31日までに当委員会に報告すること。
5. 1の調査の結果、不適切なケーブル敷設が確認された場合及び3.の検証の結果、QMSに問題があると判断した場合は、速やかに適切な是正処置を実施し、その結果を遅滞なく当委員会に報告すること。

以上

（原子力規制委員会への提出資料）

[「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応について（指示）」に係る報告（高速増殖原型炉もんじゅ）について](#)